

## お忘れでないですか？～見落としがちな指導監督基準項目チェックリスト (ベビーシッターを複数雇用する事業者)

☑	チェック項目	備考欄
1	乳幼児の安全で清潔な環境や健康的な生活リズム(遊び、運動、睡眠等)に十分配慮がなされた保育が行われるよう、子どもの発達の特徴に関する事項、授乳、離乳食、食事の介助、睡眠・休息、排泄、入浴、清潔、だっこ、遊び等に関する事項について業務マニュアルを作成し、ベビーシッターに周知していますか？	
2	玩具、救急用品等の子どもの健康や安全管理に関わるもの等、保育の実施に必要な備品等の用意について保護者に協力を求めていますか？	
3	ベビーシッターが、保育士や看護師の資格を有していない場合、都道府県等が行う保育に従事する者に関する研修等を修了していますか？	修了が必要な研修については、届出を提出する都道府県等にお問い合わせください。
4	児童の身体及び保育中の様子並びに家族の態度等から、虐待等不適切な養育が疑われる場合は、児童相談所等の専門機関と連携する等の体制をとっていますか？	
5	避難経路、消火用具等の場所の確認等、火災、地震等の災害発生時における対処方法等について、業務マニュアルを整備し、ベビーシッターに周知し、定期的な訓練をしていますか？	
6	預かりの際、健康状態の観察や、保護者からの乳幼児の報告を受けていますか？ (体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、期限等)	
7	ベビーシッターの採用時及び1年に1回の健康診断を実施していますか？	職員の健康診断は、労働安全衛生法上で義務づけられており、違反した場合は50万円以下の罰金刑の対象となることに留意してください。
8	睡眠中の乳幼児は原則仰向けにし、その顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察することにより、乳幼児突然死症候群(SIDS)に対する注意をはらうことについて業務マニュアルを作成し、ベビーシッターに周知していますか？	
9	施設及びサービスに関する内容を提示していますか？	指導監督基準に様式があります(様式14)。
10	利用者に対し、契約内容を記載した書面等を交付していますか？	指導監督基準に様式があります(様式15)。
11	利用予定者に対し、提供するサービスを利用するための契約内容等について説明していますか？	
12	職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類の写し、採用年月日等が記載された帳簿等がありますか？	
13	労働者名簿、賃金台帳等、労働基準法で備え付けが義務になっている帳簿等がありますか？	

※このチェックリストは、これまでの立入調査の結果、施設型の事業者において、基準に適合していない項目として、上位に挙げられる項目を参考とした上で、多大なコストや労力をかけず、少しの意識付けにより改善できると考えられる事項を中心にまとめたものです。そのため、このチェックリスト以外にも、満たすべき指導監督基準項目があることには留意ください。